

# 身体拘束等の適正化のための指針

国立障害者リハビリテーションセンター  
自立支援局 別府重度障害者センター

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第 1 条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束適正化委員会その他の施設内の組織に関する事項)

第 2 条 当センターでは、身体拘束等の適正化を図るために、「虐待防止委員会」の中に「身体拘束適正化委員会」を設置し、「虐待防止委員会」と一体的に運用します。

2 身体拘束等の適正化に関する責任者を虐待防止委員会の委員長（所長）とし、担当を虐待防止担当者とします。

3 身体拘束適正化委員会は、年に 1 回以上委員長が招集し、開催します。

4 身体拘束等の適正化に関して、虐待防止委員会で以下の内容について協議するものとします。

- ① 身体拘束に関する組織に関すること
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等のための職員研修に関する基本方針)

第 3 条 職員に対する身体拘束等の研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

2 研修は年 1 回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記

録等により保存します。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第 4 条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとします。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第 5 条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順(①～④)に従って実施します。なお、具体的な方法については、「障害者虐待防止対応マニュアル(別府重度障害者センター版) 第 6 章・3やむを得ず身体拘束等を行う場合の留意点」によるものとします。

- ①組織による決定と個別支援計画書への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への相談、報告
- ④必要な事項の記録

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第 6 条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPIにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第 7 条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 6 年 8 月 5 日より施行する。